

スーパー変動金利定期預金（複利型）規定

スーパー変動金利定期預金（複利型）規定

1. 預金の支払時期

スーパー変動金利定期預金（複利型）（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載または証書表面記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。

なお、通帳式の場合は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2. 利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に、当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。ただし、この預金の利率変更の基準について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

この預金の利率変更の基準は、預入日から満期日まで変更しません。この預金の変更後の利率は、別途に連絡します。

3. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載または証書記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および「定期預金共通規定」第7条第2項、本規定第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40% |

② 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |

③ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |

F 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%

G 3年以上4年未満 約定利率×40%

H 4年以上5年未満 約定利率×70%

- (4) この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。

5. 預金の解約、書替継続

- (1) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるとき、この預金は満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第1条の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3) 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。

この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

- (4) 第2項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当行が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。

- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ② 法令で定める本人確認等における確認事項、および「定期預金共通規定」第8条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ③ 「定期預金共通規定」第8条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合

6. 定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(2021年5月6日現在)